

栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務委託
公募型プロポーザル 実施内容等に係る質問及び回答

令和6(2024)年3月7日
栃木県産業労働観光部産業政策課

No.	仕様書該当箇所	質問内容	回答
1	6(6)	(6) 紹介手数料への委託料の充当処理の「対象費」について 「業務委託契約費に 100 分の 35 を乗じた額を上限とする」と記載がありますが、どういった場合にこの記載が適用となるのか、教えてください。	県内企業と受託事業者の間で業務委託契約を締結した場合に適用する算出方法で、紹介手数料に相当する金額として、プロフェッショナル人材に支払われる業務委託契約費に100分の35を乗じた額を上限とした金額を充当対象費とします。